



市民協働による雪対策について

【発表の要旨】

雪対策検討委員会での検討結果を踏まえ、市民協働による雪対策として、小型除雪機械等の貸出事業を実施します。

【発表の内容】

平成23年6月28日設置の雪対策検討委員会（長洞由視会長）での2回の検討結果を踏まえ、冬期間の降雪による市民生活への影響や地域課題の解消を目的に、小型除雪機械及び運搬用ダンプ式軽トラックを各地区センターに配備し、自治会等が行う市民協働による除排雪作業等を支援するための貸出制度を行います。

小型除排雪機械等貸出制度の概要

(1) 目的

除雪指定を受けていない狭小な集落内生活道、地域の集会所など公的施設、高齢者や障がい者の一人暮らし世帯等への除排雪活動（スノーバスターズ活動など）を行う市民活動団体に対し、小型除雪機械等を無償で貸出します。

また、冬期間以外に行う「みんなで築くふるさと遠野推進事業」等の市民協働作業などにも有効に利活用いただきます。

(2) 条件

①貸出対象は、各自治会、福祉団体やPTAなどのほか、ボランティアによる除排雪を行うために組織した団体も対象とします。

②利用団体については、事前に使用団体登録手続きをしていただきます。

③安全に作業を行っていただくため、除雪機械の操作を行うオペレーターは、事前に市が実施する操作講習会を受講した市民に限定します。

④小型除排雪機械等を使用し作業従事する方は、自治会活動保険などの傷害保険に加入している市民に限定します。

※個人的な使用と認められる場合は、貸出しの対象になりません。

(3) 整備する機械等

①小型除雪機械 9台

②軽トラック（ダンプ式）9台

③アルミブリッジ（軽トラックへの小型除雪機械積込み用）9組

※市内9地区センターに小型除雪機械及び軽トラック各1台を配備します。

(4) 周知方法

①各自治会、団体向けの説明会 11月上旬予定（於：市内9地区センター）

②操作講習会 12月上旬予定（対象…使用団体登録手続きを済ませた団体）

(5) 事業費

小型除雪機械、軽トラックの購入、燃料代、保険料等
24,461千円（平成23年度補正予算（第4号））

- ◆ なお、説明会の実施までに地域の方々の意見等を可能な限り取り入れ、より良い制度の運用を図っていきます。

担当	環境整備部 建設課（多田、菊池） 電話 0198-60-1520（内線150） 市民センター地域生活課（澤村、菊池） 電話 0198-62-4411（内線204）
----	--